

## 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する事例の分析に関する事項を調査審議するとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の15第2項に規定する報告に対する意見を述べるため、浜松市社会福祉審議会条例（平成12年浜松市条例第46号）第8条第3項により設けられた、児童福祉専門分科会児童虐待検証部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 部会は、社会福祉審議会委員及び臨時委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

### (部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、会議を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 部会は、必要があると認めるときは、関係機関への調査を行うことができる。

### (審議事項)

第5条 審議事項は、次のとおりとする。

(1) 本市が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とする。また、死亡に至らない事例及び地方公共団体が虐待による死亡であると断定できない事例についても、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合は、併せて対象とする。

(2) 本市が所管する児童福祉施設等における被措置児童等虐待事例について、本市が講じた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。

2 部会が、検証する内容は次のとおりとする。

(1) 事例の問題点と課題の整理

(2) 取り組むべき課題と対策

(3) その他検証に必要と求められる事項

(調査審議の方法)

第6条 調査審議は、部会において事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。

2 部会は、本市から出された情報をもとに、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。

3 部会は、議事内容が個人情報保護にかかわると判断される場合は、非公開とすることができる。

(部会の開催)

第7条 部会は、死亡事例等が発生した場合は速やかに開催する。ただし、刑事事件として審理中の場合等、速やかに所定の調査審議を行うことが困難である場合は、開催時期、調査審議内容を調整して行う。

(報告)

第8条 部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例(心中を含む。)等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 部会委員は、部会において知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 部会の事務局は、浜松市こども家庭部子育て支援課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。